

福祉教育推進校事業実施要領

(目的)

第1条 学校での福祉体験学習や講演会、地域住民との交流などを通して、一人一人が社会を構成する一員であるという自覚を持ち、すべての人が「共に生きる社会」の実現に向けて、社会福祉への理解と関心を深め「福祉の心」の醸成を促し、福祉教育の推進を図ることを目的に実施する。

(名称)

第2条 この事業は福祉教育推進校事業と称する。

(対象学校)

第3条 福祉教育の推進に取り組むふじみ野市内の小中学校及び県立高等学校

(助成金の申請)

第4条 社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会助成金交付規程に規定する助成金の交付を受けようとする学校長は、社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会会長（以下、「市社協会長」という。）あて助成金交付申請書を提出する。

(助成金の交付決定)

第5条 社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は学校長より助成金交付申請があったときは、審査の上助成金の交付を決定し助成金交付決定通知書を交付する。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で定める。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた学校長は、市社協会長が指定する日までに助成金実績報告書を市社協会長あて提出しなければならない。

(学校における取り組み)

第8条 福祉教育を推進するために次の取り組みを実施する。

- (1) 障がいのある方々や福祉関係者による講演
- (2) 福祉体験学習の実施
- (3) 地域に住む高齢者や未就学児、および障がいのある方々との交流や学校行事への招待等
- (4) 赤い羽根共同募金、災害義援金等の募金活動
- (5) 書き損じはがき、古切手、エコキャップ等収集によるボランティア活動
- (6) 福祉教育推進校連絡会議への出席
- (7) 教職員の福祉教育研修への参加
- (8) 夏休みを中心に実施される市社協主催の「初めてのボランティア体験学習事業」について、児童・生徒への周知と参加のための援助
- (9) その他、福祉教育を推進するために必要な活動

(市社協の役割)

第9条 市社協は次にあげる役割を担う。

- (1) 福祉講演及び福祉体験学習に関する協力、企画、連絡調整
- (2) 地域の関係機関、団体との連絡調整
- (3) ボランティア体験の場の開拓、提供、受入促進、連絡調整
- (4) 福祉教育推進校連絡会議の開催
- (5) 教職員を対象とする福祉教育研修の開催

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。